

[事案 2024-69] 年金増額等請求

・令和 6 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

年金の増額等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 1 月に契約した利差配当付個人年金保険について、令和 5 年 12 月に年金の増額を申し出たところ、年齢制限により取り扱いができないと回答された。しかし、年齢を理由として年金の増額ができない旨は、ご契約のしおりおよび約款に記載がないことから、年金を増額してほしい。また、増額ができなかったことに対する慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

約款の規定等により、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張内容等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。